

令和2年度 事業計画



令和2年4月1日～令和3年3月31日

鴨川市社会福祉協議会

内容

令和2年度の基本方針	1
令和2年度事業の主なポイント	7
I 法人運営部門（総務企画）	9
1 法人運営	9
(1) 組織の運営（自主）	9
(2) 組織体制の強化（自主）	10
(3) 運営財源の拡充（自主）	10
(4) 自主財源の確立（自主）	11
2 社会福祉事業の企画及び実施	12
(1) 高齢者福祉事業	12
(2) 児童福祉事業	13
(3) 福祉機器の貸出（随時・無料）（共募）	14
(4) 生活困窮者への支援（随時）（共募）	14
(5) 歳末たすけあい募金配分事業	14
(6) 災害見舞金（共募）	15
3 社会福祉事業に対する調査研究、広報啓発、連絡調整	16
(2) 広報啓発事業（共募）	16
(3) 第8回かもがわ福祉でまちづくりフェスティバルの開催（自主）	16
II 地域福祉活動推進部門（地域福祉推進）	17
1 地域福祉推進室	17
(1) 地域福祉推進室（市補助）	17
(2) 生活支援体制整備事業（市委託）	17
(3) 救急医療情報キット及び緊急連絡票事業(自主)	18
(4) 放課後児童健全育成事業（市補助）	18
2 地区社会福祉協議会（地区社協）活動の推進	19
(1) 地区社協活動の基盤整備（会費）	19
(2) 地区社協活動の支援・助成（共募）	19
3 社会福祉団体の援助育成	21
(1) 福祉関係団体の援助育成（共募）	21
(2) 社会福祉施設・団体助成事業（共募）	21
4 ボランティア活動・福祉教育の推進	22
(1) 鴨川市社会福祉協議会ボランティアセンター（共募）	22
(2) 鴨川市ボランティア連絡協議会事務局	22
(3) サロン活動支援（共募）	24
(4) 災害時支援体制整備事業（自主）	25
(5) 福祉教育の推進（共募）	25

(6) ボランティア活動助成事業（共募）	26
Ⅲ 福祉サービス利用支援部門（総合相談・自立支援）	27
1 安房地域権利擁護推進センター運営事業	27
(1) 成年後見制度利用促進事業（3市1町協定に基づき幹事市より受託）	27
(2) 市民後見推進事業（安房3市1町受託）	29
2 日常生活自立支援事業・法人後見事業	31
(1) 日常生活自立支援事業（県委託）	31
(2) 法人後見事業（市半額補助）	32
3 福祉資金貸付事業	33
(1) 生活福祉資金（県社協委託）	33
(2) 鴨川市福祉資金（自主）	33
(3) 相談件数	34
4 福祉相談事業	35
Ⅳ 在宅福祉サービス部門（在宅福祉サービス推進）	36
1 在宅福祉サービス事業	36
(1) 支援型高齢者配食サービス事業（市委託）	36
(2) 鴨川市ひとり暮らし高齢者等孤立防止事業（市委託）	36
(3) ふれあいホームヘルプ通院等送迎サービス事業（自主）	37
(4) 介護タクシー（自主）	37
2 介護保険事業	38
(1) 介護保険事業の運営	38
(2) 訪問介護事業（ふれあいホームヘルプサービス）	38
(3) 通所介護事業（ふれあいデイサービス）	39
(4) 通所介護事業（やいろデイサービス）	39
(5) 居宅介護支援事業（ふれあい介護支援サービス）	40
3 障害福祉サービス事業	41
(1) 障害者福祉事業の運営	41
(2) 障害者福祉サービス事業	41
(3) 障害者特定相談支援事業（障害者ケアマネジメント）	42
4 就労継続支援B型事業所（鴨川市福祉作業所）	43

鴨川市社会福祉協議会 基本ビジョン

いつまでも安心、安全に暮らせる地域づくり

～ 地域福祉活動計画基本理念 ～

誰もが主役で、その人らしく安心・元気で暮らせる地域づくり

～ ささえあい・ふれあい交流・生きがいつくり ～

令和2年度の基本方針

1. 基本方針

現在、国は、高齢化と人口減少や複雑・多様化した福祉ニーズを背景に、地域住民一人ひとりの支えあい・助け合いにより誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを進める「我が事・丸ごと地域共生社会」の考え方を示し様々な取り組みを進めている。

鴨川市においても、少子高齢化や核家族化が進み、個々の価値観やライフスタイルが多様化することにより、家庭や地域において、相互に支え合う機能（相互扶助）は弱まり、住民が共に支え合い、助け合うという社会的つながりも希薄になってきています。さらに成長型社会の時代も終わり、地域における市民生活にも様々な影響を及ぼし、高齢者の独居生活の急増、高齢者や子どもの虐待、経済的問題による生活困窮など、多様化、複雑化した課題に直面しています。昨年は、相次ぐ台風、記録的豪雨などにより、鴨川市でも広範囲かつ長期的な停電や断水、家屋の損壊、土砂崩れなど、これまでに経験したことのない被害が発生しました。当会では、はじめて鴨川市災害ボランティアセンターを開設し、市内外から多くのボランティアの皆さまにご支援、協力いただいたと同時に、自助、共助、公助の重要性や多くの課題があることに気づく機会ともなりました。

昨年度、当協議会では、「多様な方々と向き合い、支えあえる地域づくり」を基本ビジョンに掲げ、各地区社会福祉協議会とともに、小・中学校の協力のもと、福祉体験学習を実施するなど福祉教育を大切にしました。福祉教育とは、地域で共に暮らす高齢者や障害者の方々との交流や地域を見つめ直すといった機会を通じ、お互いに助け合うことの大切さを感じ、地域で暮らす一人としてできる事は何かと考え、行動するための力を育むことです。福祉教育に参加した方が、普段の生活の中で気にも留めなかった課題などに目を向け、地域の活動に参加してみようと思うといった、気持ちの変化や行動の変化につながることを目指し、新年度は、福祉教育プログラムをさらに充実させ継続的に実施していきたいと考えています。

また、放課後児童健全育成事業の学童クラブについては、鴨川学童「ゆう・遊クラブ」の運営に加え江見学童クラブ、天津小湊学童クラブの複数個所の運営にも取り組みます。これは社会構造の変化の中、児童の数は減少傾向となっていますが、学童保育のニーズは、増加傾向になっており、

鴨川市内の学童保育の父母さんからも運営を当協議会にお願いしたいとの声に答えた事業の運営となります。

安房地域権利擁護推進センターは、法人後見事業の広域化（鴨川市、南房総市、館山市、鋸南町）、及び権利擁護支援員（市民後見人）の教育及び育成をし、安房地域において、中核機関を運用し、成年後見制度利用促進の強化や権利擁護を必要とする人への支援をさらに進めます。

昨今異常気象や地震による災害が想定外のレベルで頻発、予測されるなか、地域における支え合い・助け合いの大切さが再認識されております。

鴨川市災害ボランティアセンターは、昨年の災害にてはじめて開設、運営を行い多くの課題に気づかれ、一つ一つ課題を解決していく必要を求められています。今後についても本会全体で取り組む事業として事業所内での勉強会や研修、訓練を継続して、内部の統制にもつなげ、市内のボランティア団体（地区社会福祉協議会等）、福祉施設関係、学校などはもちろん、地域を越えたネットワークの強化をしていきます。また、減災についても視点をおくと、日頃からつながりのある地域は、災害時にも助け合うことができる地域だということが分かっています。災害時に助かるかどうかは、日頃のご近所づきあい、地域のつながりや助け合いが大きなカギとなることをふまえ日頃からからの個々にできる備えとともに、地域において“お互いさま”の心を高め、災害にも強い地域づくりに取り組んでいきます。

令和2年度は、第3期地域福祉活動計画作成準備の年度となります。現在の日本全体はもとより、鴨川市でもこれまでに経験したこともない事柄が起きています。ここで今一度立ち止まり、従来から当たり前に取り組んできたことを再点検し、住民の皆さんの意見を聴きながら、より良い、安心安全な地域づくりにつながるよう取り組みます。

活動基盤強化での「取組みの6つの柱」

1. 財政基盤の確立
2. 職員の専門性の向上（研修制度、資格取得制度の確立）
3. 地域福祉活動の推進
4. 介護保険事業・障害福祉サービス事業の安定・強化
5. 組織・事務局体制の充実強化（働き方改革への対応）
6. 遊休資産の活用方法の検討

* 活動基盤強化における市社協の取組み事項

(1) 財政基盤の確立

① 会員及び会費の拡大

- ◇ 地区自治組織の無い地域への自治組織化への働きかけ

- ◇ 賛助会員等の新たな会員制度の検討
- ② 共同募金運動の強化
 - ◇ 共同募金活動の見える化の推進
 - ◇ 広報・啓蒙活動・職域募金の促進
 - ◇ 学校、法人募金の強化
- ③ 公益事業の充実強化による社会福祉事業への繰入
 - ◇ 介護保険事業・障害福祉サービス事業の経営の安定化による
社会福祉事業会計への繰入
- ④ 収益事業の強化
 - ◇ 太陽光発電事業・自動販売機事業等の拡大

(2) 職員の専門性の向上

- ① 社会福祉士の取得
 - ◇ 正職員・有期契約職員への社会福祉士資格取得の促進
- ② コミュニティソーシャルワーカー研修への参加
 - ◇ 地域福祉部門職員、地区社協役員等への研修参加の促進
- ③ 介護福祉士資格の取得
 - ◇ 正職員・有期契約職員への介護福祉士資格取得の促進
- ④ 放課後児童支援員資格の取得
 - ◇ 学童保育の指導のための専門資格の取得
- ⑤ その他 高齢者サービス・障害福祉サービス等に従事するのに必要な資格取得の促進
 - ◇ 介護職員初任者研修、社会福祉主事、その他各専門職員としての素養
の向上につながる資格・研修参加の推進

(3) 地域福祉活動の推進

- ① 地域福祉活動計画に基づく地域福祉活動の推進

(4) 介護保険事業・障害福祉サービス事業の安定・強化

- ① ホームヘルパー事業の充実・強化、人員の確保
- ② デイサービス事業の充実
- ③ 鴨川市福祉作業所の就労継続支援 B 型事業の充実
 - ◇ 目標工賃達成指導員加算の取得による工賃取得向上への取り組み
 - ◇ マイクロバスの有効運用の検討
- ④ 放課後児童健全育成事業の安定した運営と充実
 - ◇ 学童クラブ複数個所の安定した運営

(5) 組織・事務局体制の充実強化

- ① 働き方改革への適切な対応
 - ◇ 一人1年あたり5日間の年次有給休暇の取得義務への対応
 - ◇ 長時間労働の是正
 - ◇ 同一労働同一賃金への適切な対応
 - ◇ 65歳までの継続雇用による雇用の安定化
- ② 鴨川市社協の広報委員会の開設と運営
 - ◇ 社協広報紙・市社協ホームページの充実
- ③ 着ぐるみ「葉っぱー」の広報活動の推進
 - ◇ 葉っぱーの地域行事への参加の促進

(6) 遊休資産の活用方法の検討

- ① 旧平野邸跡地の再利用の推進
 - ◇ 再利用の研究
 - ◇ 検討会議の開催

地域福祉活動計画での「取組みの4つの柱」

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1. 地域住民一人ひとりが主役の地域づくり2. 多世代での交流とささえあいのある地域づくり3. いつまでも安心・安全に暮らせる災害にも強い地域づくり4. 誰もが楽しく快適に生活できる地域づくり |
|---|

* 地域福祉活動計画における地域支援の取組み事項

(1) 地域住民一人ひとりが主役の地域づくり

- ① いきがいや就労支援の推進
 - ◇ 指定管理者として就労継続支援B型事業所鴨川市福祉作業所の充実
- ② 健康づくり意識の醸成・健康推進活動への参加の推進
 - ◇ 新地域支援事業の研究・検討
 - ◇ サロンにおける介護予防の充実
- ③ 権利擁護の推進
 - ◇ 福祉サービス利用援助、財産管理サービス、財産保全サービス等の日常生活自立支援事業を行います。

- ◇ 法律相談、生活相談などのふれあい相談を行います
- ◇ 認知症の人などの生活を支え、財産・尊厳を守るための制度である法人後見事業を広域（館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町で協定）における中核機関としての運営
- ◇ 権利擁護支援員（市民後見人）の育成
- ④生活困窮者への支援
 - ◇ 福祉資金の貸付事業の効率的な運用を行います
 - ◇ フードドライブ事業に協力します

(2) 多世代での交流とささえあいのある地域づくり

- ① 地域の新たな担い手の育成、継続支援の実施
 - ◇ 市内の小中高等学校での福祉教育を推進
 - ◇ 生活支援・介護予防サポーターを支援
- ② 地域の助け合い活動への参加の推進
 - ◇ 福祉関係団体の連携を推進
 - ◇ 地域福祉フォーラムの継続
 - ◇ 自治会加入の参加の促進
- ③ 地域内・世代間交流の推進
 - ◇ 地区社協同士の情報交換会及び交流会の開催
 - ◇ 各種団体との交流の開催
 - ◇ 共生型サロンの充実を図る
- ④ 福祉でまちづくりの推進
 - ◇ 子育て支援をテーマとして第8回福祉フェスティバルを開催
 - ◇ 葉っぱーの着ぐるみを活用した自主財源づくりの実施
 - ◇ 福祉の活動を支える財源づくりとして太陽光発電売電事業を実施
 - ◇ 福祉の活動を支える財源づくりとして「自動販売機の設置」の充実

(3) いつまでも安心、安全に暮らせる災害にも強い地域づくり

- ① 地域防災活動の推進
 - ◇ 災害時への備えとして災害ボランティアセンターの設置を行います
- ② 高齢者等を孤立化させない地域社会づくりの推進
 - ◇ 救急キットの配布の充実
- ③ 虐待を発生させない地域づくりの推進
- ④ 犯罪のない安心・安全な暮らし環境のある地域づくりの推進

(4) 誰もが楽しく快適に生活できる地域づくり

- ① 楽しく子育てができる地域の実現
- ② 福祉情報の発信の推進
 - ◇ 地域福祉活動の広報の充実。
- ③ 地域における相談窓口の明確化
- ④ 移送事業の拡大充実
- ⑤ 買い物支援事業の拡大充実

令和 2 年度事業の主なポイント

1. 災害ボランティアセンターの設置・立ち上げ訓練の充実

昨年発生した台風災害で、はじめて鴨川市災害ボランティアセンターを立ち上げ運営し、気づいた課題を一つ一つ解決していくと同時に、それぞれの地域における活動や住民の皆さんと協働して、日頃からの「地域力」が高まるように取り組んでいきたい。

2. 地域における「福祉教育」の推進と充実

福祉教育はさまざまなつながりを通して「生きる力」を育み、子供たちを取り巻く環境整備を行なっていく。また福祉教育の取り組みを通して地域の大人たち自身も、地域の状況や様々な課題について学び、考える機会をつくり、ひいては地域の力を高め、事業の一つにしていきたい。

3. 安房地域権利擁護推進センターの充実

法人後見人事業の広域化（鴨川市、南房総市、館山市、鋸南町）での安定した運営が実施できるようにする。また、中核機関の適切な運営及び権利擁護支援員（市民後見人）を教育・育成させ、安房地域権利擁護推進センターとしての運営を確立する。

4. 複数個所の学童保育の安定した運営

鴨川学童「ゆう・遊クラブ」の運営に加え、江見学童クラブ、天津小湊学童クラブの複数個所の運営に取り組み、本会、父母会、学校そして地域との連携をしながら、保護者、行政にも信頼してもらえる学童クラブ運営を確立する。

5. 第 8 回福祉でまちづくりフェスティバルの開催

子どもから障害をお持ちの方、高齢の方まで、多くの地域住民、ボランティア団体、福祉施設、企業などさらに多くの方々と協力し、多世代で楽しめるイベントとして開催する。

6. 「第 3 期 地域福祉活動計画」の策定

令和 2 年度は第 2 期地域福祉活動計画最後の年であり、令和 3 年度から令和 7 年度までの第 3 期の計画について検討する。

7. 社会福祉法人連絡会の確立

社会福祉法人の地域における公益的な取り組みが求められているなか、災害をテーマにした連携（福祉避難所、災害ボランティアセンター等の防災活動）によるネットワークづくりと情報交換をおこない地域の課題解決につなげていく。

8. 広報委員会

社協ホームページ更新、社協広報紙「かもがわ社協だより」の発刊、赤い羽共同募金チラシ等の内容を充実させ社協の活動が多く地域住民に理解してもらえるようにしていく。

9. 共同募金活動の強化

学校（小、中、高）また、企業とのつながりを深めた取組を行い、かもがわ社協だより特集号の配布等で広報活動を強化し、共同募金活動の見える化を促進する。

10. 旧平野邸跡地の活用

旧平野邸の跡地の活用について研究

（案） 障害者グループホーム、放課後等デイサービス 他

I 法人運営部門（総務企画）

1 法人運営

社会福祉法人に求められるルールのもとに、経営組織の管理体制・内部統制の強化を図り、社協の財務状況等の公開、組織運営の透明性や信頼性の確保に努めます。

また、財政面においても、会費や寄付金収入、介護保険事業等収入の拡充の他、限られた財源の中、事業の効率的かつ効果的な執行に努めるとともに、財務状況の分析により自立性や継続性を確保した安定した経営基盤の構築を図ります。

更に、福祉専門職としての職員の意識、資質の向上を図り、外部研修への積極的な参加や職員の福祉関連資格取得を支援する他、働き方改革関連法の施行に伴い、有給休暇の適正取得や残業時間の適正な管理、雇用形態にかかわらず待遇確保の検討など、働きやすい職場環境づくりにも注力し、9つある部署の職員が、各種事業やイベントなどに一丸となって協力し合える強固な組織体制の構築に努めます。

(1) 組織の運営（自主）

① 理事会（法人の執行機関、理事13名・監事2名）

・定例会議の開催（5回開催予定）

5月 前年度決算・共同募金委員会

7月 会長、常務理事の職務執行状況・共同募金委員会

10月 補正予算

1月 会長、常務理事の職務執行状況

3月 次年度事業計画・予算

② 定時評議員会・評議員会（法人の議決機関、評議員22名）

・6月、3月の定例会議の他、必要に応じ臨時会の開催

6月 前年度決算・役員を選任

10月 補正予算

3月 次年度事業計画・予算

③ 監査

・監事による決算監査の実施

5月 前年度決算監査

- ④ 内部経理監査
 - ・担当理事・評議員による内部会計監査の実施（年1回）
 - 10月
- ⑤ 経営委員会・配分委員会
 - ・5回開催予定
 - 5月 前年度決算報告
 - 7月 会長、常務理事の職務執行状況
 - 10月 補正予算・配分委員会
 - 1月 会長、常務理事の職務執行状況
 - 3月 次年度事業計画・予算
- ⑥ 鴨川市指導監査
 - ・鴨川市監査員による監査
 - 3月頃実施予定

（2）組織体制の強化（自主）

- ① 役員体制の強化
 - ・12月 役員・職員研修会の実施
 - ・協議会業務情報の定期提供
- ② 事務局体制の強化
 - ・千葉県社会福祉協議会主催 事務局長研修会・ボランティア担当研修への参加
 - ・生活福祉資金研修会、コミュニティソーシャルワーカー研修会
 - ・生活支援コーディネーター養成研修会
 - ・実務研修会に参加（職能団体、行政研修等）
 - ・地域福祉推進室内会議の開催（随時）
 - ・介護保険従事職員研修会の開催
 - ・主任・リーダー会議（定例幹部職員会議）の開催（毎週）
 - ・職員全体研修会の開催（年1回）
 - ・安全衛生委員会の開催（年6回）

（3）運営財源の拡充（自主）

- ① 会費の募集 （R2 予算 4,510 千円）前年比 10 千円

社会福祉協議会の誰もが安心して暮らせるまちづくりの実践として、会員の募集を行います。社会福祉協議会の会員は会員になることで特別な義務や権利は生じませんが、一人の住民会員として社会福祉協議会活動に協力をいたします。

・一般会員 自治会を通じて世帯に依頼（7月）

R2（予算）	R1（見込）	H30
6,880 人	6,880 人	6,773 人

・特別会員 地区社会福祉協議会を通して法人に依頼（11月）

R2（予算）	R1（見込）	H30
1,070	1,066	1,095

② 共同募金の実施 (R2 予算 5,930 千円)

赤い羽根共同募金活動（10月1日～3月31日）、および歳末たすけあい募金（12月1日～12月31日）を実施いたします。

○赤い羽根共同募金

世帯募金、学校募金、街頭募金、法人募金、カード募金、職域募金、募金箱募金、その他の募金などを実施。

R2（予算）	R1（見込）	H30
4,400,000	4,400,000	4,559,192

○歳末たすけあい募金

世帯募金を実施

R2（予算）	R1（見込）	H30
3,850,000	3,350,000	3,592,269

(4) 自主財源の確立（自主）

自主財源の確立を目的として、太陽光発電売電事業、自動販売機設置事業を実施し財源の充実を図ります。

① 太陽光発電売電事業の実施 (R2 予算 990 千円) 前年比 0

R2（予算）	R1（見込）	H30
27,000Kw	27,000Kw	27,931Kw

※ 1kw あたり 34.56 円

② 自動販売機設置事業（4カ所） (R2 予算 250 千円) 前年比 0

R2（予算）	R1（見込）	H30
11,500 本	11,500 本	11,494 本

2 社会福祉事業の企画及び実施

地域福祉の基本は、住民が主体であり、住民の福祉意識に基づく住民活動であるという点を踏まえ、地域住民が考え行動するということを尊重しつつ地域の福祉意識の高揚や福祉活動への参加促進を図ります。

また、企画にあたっては、社会変化やニーズを的確に把握し、高齢者・障害者・児童・生活困窮者など分野を問わず、支援を必要とするすべての人に必要な支援として届くように、主旨や目的を明確にし、効果的なサービスの実施を図ります。

(1) 高齢者福祉事業

① ボランティア給食サービス事業（共募）（R2 予算 1,436 千円）前年比 0

R2（見込）	R1（見込）	H30
延 4,950 食	延 4,900 食	延 4,922 食

・ボランティアの協力により、独居老人へ月 1 回食事の宅配をすることにより、孤独感の解消、健康と安否確認を行う。

江見 つくしの会 大山 すみれの会
 太海 フラワークラブ 西条 なの花グループ
 東条 たんぽぽグループ 田原 いなほの会
 吉尾 ふれあいクラブ 主基 やまびこグループ
 鴨川 鴨川さくら会 天津・小湊 すぎの木会
 曾呂 たかづる会

※ 食事材料費、容器代、従事者保険料、細菌検査料について助成
 年 2 回説明会を開催 開催日 8 月・2 月予定

② 高齢者安否確認事業（乳酸菌飲料配布）（共募）（R2 予算 160 千円）前年比 11 千円

R2（見込）	R1（見込）	H30
延 1,872 名	延 1,870 名	延 1,868 名

・天津地区ボランティア（ひまわり会）により月 2 回独居老人宅訪問に際して乳酸菌飲料（ヤクルト）を配布。 飲料代を助成（@86 円）

③ 出張理髪サービス事業（共募）（R2 予算 80 千円）前年比 4 千円

R2（見込）	R1（見込）	H30
延 40 回	延 36 回	延 24 回

・在宅の要介護者で介護保険の介護認定 4・5 の人について、理髪料の 1/2 を助成

(2) 児童福祉事業

① 子供の遊び場助成事業 (共募) (R2 予算 350 千円) △5 千円

各区、町内会等により設置されている子供の遊び場の遊具について、新規の設置、補修・改修・撤去の一部を助成する。

新規設置 1/2 以内助成 (上限 25 万円)

補修・改修 1/2 以内助成 (上限 10 万円) (※1 万円未満は助成なし)

撤去費用 1/2 助成

○子供の遊び場 設置数 20 ヶ所 (R2 年 1 月現在)

R2 (見込)		R1 (見込)		H30	
設置数	18 ヶ所	設置数	19 ヶ所	設置数	20 ヶ所
廃園	1 ヶ所	廃園	1 ヶ所	廃園	0 ヶ所
遊具新設	0 ヶ所	遊具新設	0 ヶ所	遊具新設	1 ヶ所
補修	0 ヶ所	補修	3 ヶ所	補修	1 ヶ所
撤去	2 ヶ所	撤去	1 ヶ所	撤去	3 ヶ所

全子供の遊び場を対象に、遊具施設の賠償責任保険 (対人・対物賠償、1 年更新) に加入し、子供の遊び場内での事故等が発生した場合に対応する。また区・町内会等が独自に撤去作業等に従事する場合には傷害保険へ加入。

○賠償責任・傷害保険の加入額 (R2 予算 30 千円)

R2 (見込)	R1 (見込)	H30
30,610 円	30,610 円	39,210 円

② 交通遺児勉学奨励金・激励金事業 (県社協・共募)

R2 (見込)	R1 (見込)	H30
3 人	1 人	1 人

交通事故で父または母親を亡くした児童に対して、激励金を支給する

県社協より 奨励金 30,000 円

(小学校入学時、中学校入学時、中学卒業時の場合)

激励金 60,000 円

(中学卒業時、高等学校卒業時の場合)

(3) 福祉機器の貸出 (随時・無料) (共募)

(R2 予算 10 千円)

・車いす、高齢者疑似体験用具 (イベント用)

R2 (見込)	R1 (見込)	H30
50 人	50 人	50 人

(4) 生活困窮者への支援 (随時) (共募)

① 行旅困窮者への支援 (R2 予算 9 千円) 前年比 0

R2 (見込)	R1 (見込)	H30
1 件	1 件	3 件

市外から転入して生活に困窮する方へ面談、交通費の支給などを行う

② 生活困窮者等への食の支援

フードバンクちばへ依頼し一時的な緊急支援として、困窮世帯に対し食糧支援を行う。

R2 (見込)	R1 (見込)	H30
3 件	5 件	2 件

③ フードバンク活動への協力 (自主) (R2 予算 10 千円)

フードバンクちばが主催する「フードドライブ活動」への協力として、フードドライブ期間中に一般市民および市内関係機関に対し食品提供の呼びかけと提供品の受付を行う。

年 3 回 (5 月 25 日～6 月 30 日、9 月～10 月、令和 3 年 1 月～3 月)

R2 (見込)	R1 (見込)	H30
1,200 点	1,000 点	1,119 点

④ リユース事業 (自主) (R2 予算 0 千円)

“かもがわ”福祉でまちづくりフェスティバルにおいて子育て用品のリユースを実施予定。市内で寄せられた子ども用品をイベント当日無料譲渡する。イベントで残った子ども服を子育てサロン、多世代交流サロンや子育て世帯や生活困窮世帯に対し年間通し提供を行う。

(5) 歳末たすけあい募金配分事業

ひとり暮らし高齢者等歳末支援サービス事業 (歳末)

R2 (見込)	R1	H30
5 件	5 件	3 件

ひとり暮らしの高齢者を対象に歳末に窓ガラスの清掃や年末掃除の後のゴミ出しなどを支援する。

(6) 災害見舞金（共募）

(R2 予算 60 千円)

災害罹災者に対して、迅速にこれを見舞って心身の安定、慰め、更生意欲の向上を図るため、千葉県共同募金会災害見舞金規程に従い、見舞金を支給する。

R1 年度は台風 15 号等の被災世帯への災害見舞金の交付申請を受付ているため、見込額が大幅に増加している。

R2（見込）	R1（見込）	H30
5 世帯	56 世帯	2 世帯

3 社会福祉事業に対する調査研究、広報啓発、連絡調整

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る団体として、地域の実情の把握や事業の効果的な推進についての調査研究を行うとともに、社会福祉法人としてその活動を市民に見えるように、広報紙やホームページを活用し積極的な情報開示に努めます。

特に、若年層への働きかけを強めるべくマスコットキャラクターである「葉っぱー」を活用したPRや、福祉フェスティバルの開催など社会福祉協議会の知名度の向上を図ります。

(1) 調査研究事業（会費）

(2) 広報啓発事業（共募）

(R2 予算 408 千円) 前年比 0 千円

① 鴨川市社会福祉協議会広報紙「かもがわ社協だより」

新聞折込もしくは、地区社協に依頼し、区・組長から市内各戸配布
年 3 回発行予定 6 月、1 月、3 月 各 12,000 部（予定）

② 鴨川市社会福祉協議会ホームページ、FaceBook（会費） (R2 予算 0 千円)

・ホームページについては、本協議会として決算書・事業報告書・事業計画書・予算書を掲載する等情報発信する。

各地区社会福祉協議会、ボランティア等の地域情報など発信する

・規程、要綱などの掲載により情報公開に努める

・ホームページと連動し、FaceBook でも情報公開を行う

③ 赤い羽根共同募金 活動チラシの発行（共募） (R2 予算 100 千円)

・赤い羽根共同募金活動（10 月 1 日）にあわせ、共同募金特集号を発行。10,500 部を配布、500 部を法人募金活動のために地区社協等に配布。前年度の赤い羽根共同募金及び、歳末たすけあい募金の実績報告や寄付法人名等の掲載、共同募金計画などの広報として活用する。（11,000 部）

(3) 第 8 回かもがわ福祉でまちづくりフェスティバルの開催（自主）

(R2 予算 500 千円) 前年比 0

・第 8 回かもがわ福祉でまちづくり福祉フェスティバルを開催

令和 2 年 10 月 17 日（土） 子育て・世代間交流をテーマに開催

Ⅱ 地域福祉活動推進部門（地域福祉推進）

1 地域福祉推進室

鴨川市社会福祉協議会内地域福祉推進室は、地域福祉活動計画を基本として、地区社会福祉協議会やNPOや地域ボランティア活動グループ、行政や地元企業との連携など鴨川市社会福祉協議会組織として地域福祉を推進する部門です。

職員は、社会福祉士資格等を有する「福祉活動専門員」として市内の4地区（鴨川・長狭・江見・天津小湊）ごとに配置し、地区社協や地域ボランティアの活動支援や地域内での様々な相談や課題に対し、それぞれ地域のボランティアグループ等と連携して地域内の社会資源を活用する等により解決をはかります。また、地域関係機関同士のネットワークの支援や、地域イベントを応援、地域での自主的な地域活動の立上げを支援するなどにより地域活動の活発化や地域活力の向上の取組みに向けた支援を行います。

（1）地域福祉推進室（市補助）

- 地域福祉における総合的相談事業
福祉活動専門員（社会福祉士等）
地域福祉担当職員（パート）

（2）生活支援体制整備事業（市委託）

（R2 予算 6,000 千円）前年比 0

高齢者等が、ひとり暮らし世帯や生活が不自由になっても安心して生活が維持できるよう多様な生活支援・見守りなどを行う仕組みづくりを行う。

（資源開発、ネットワーク構築ニーズと取組みのマッチング）

- ①生活支援コーディネーター（第2層）の配置
（福祉活動専門員・地域福祉担当職員が兼務）
- ②地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ
（地区社協連絡会（年4回）、サロン代表者会議（年1回）、社会福祉法人・福祉施設連絡会（年1回）開催予定）
- ③生活支援の担い手の養成やサービスの開発
（各地区生活支援・介護予防サポーターの活動支援）

(3) 救急医療情報キット及び緊急連絡票事業(自主)

(R2 予算 1,100 千円)前年比 0

ひとり暮らし高齢者等に救急医療情報キット及び緊急連絡票の配布を通して健康 面等に不安を抱えながら在宅生活を送る方々の安心づくり(不安軽減)を促すとともに、自治会区等における見守り、支えあい活動の充実を図る取り組みを行う。

R2 (見込)	R1 (見込)	H30
50ヶ	60ヶ	84ヶ

(4) 放課後児童健全育成事業(市補助)

(R2 予算 24,638 千円)

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後及び長期休み期間に適切な生活の場を提供し、その健全な育成を図る放課後児童クラブの運営を行う。

事業費は利用者からの利用料と鴨川市放課後児童健全育成事業補助金を運営費に充てて実施する。

・鴨川学童「ゆう・遊クラブ」(鴨川小学校内)の運営を行う。(R2 予算 10,240 千円)

利用児童数

R2 (見込)	R1 (見込)	H30
24人	26人	20人

・江見学童クラブ(江見小学校内)の運営を行う。(R2 予算 8,761 千円)

利用児童数

R2 (見込)
20人

・天津小湊学童クラブ(天津小湊小学校内)の運営を行う。(R2 予算 5,637 千円)

利用児童数

R2 (見込)
20人

2 地区社会福祉協議会（地区社協）活動の推進

地区社会福祉協議会（地区社協）は、最も身近な地域住民活動であり、日頃からの顔の見える関係により、声掛けや回覧板等の日常的活動を展開しています。

こうした福祉活動について広く理解を求め、参加を促し、地域福祉の充実につなげるために、地区社会福祉協議会と本会が連携して住民が主体的に参加できる環境づくりに向けて取組みます。

また、地区社協に対する住民の理解や関心を高め、福祉活動に関する人材の育成や民生委員児童委員協議会、自治会、地域のボランティアグループなどの社会資源との協同により、地区社協活動の継続、発展を支援します。

（1）地区社協活動の基盤整備（会費）

地区社協活動の連絡・調整

・地区社協連絡会の開催（予定）

- | | | |
|-----|--------|-------------------------|
| 第1回 | 6月 | 各地区社協の事業計画 |
| 第2回 | 9月 | 共通テーマで話し合い（お楽しみ会、見守り支等） |
| 第3回 | 11月 | 社会福祉法人等との連携について |
| 第4回 | 令和3年3月 | 今年度のまとめ、次年度への要望 |

（2）地区社協活動の支援・助成（共募）

（R2 予算 1,300 千円）前年比 0

地区社協活動への支援・助成

- ・田原地区社会福祉協議会（田原地区）
- ・西条地区社会福祉協議会（西条地区）
- ・東条地区社会福祉協議会（東条地区）
- ・鴨川第一地区社会福祉協議会（横渚・前原地区）
- ・鴨川第二地区社会福祉協議会（貝渚・磯村地区）
- ・大山地区社会福祉協議会（大山地区）
- ・吉尾地区社会福祉協議会（吉尾地区）
- ・主基地区社会福祉協議会（主基地区）
- ・江見地区社会福祉協議会（江見地区）
- ・曾呂地区社会福祉協議会（曾呂地区）
- ・太海地区社会福祉協議会（太海地区）
- ・天津地区社会福祉協議会（天津地区）
- ・小湊地区社会福祉協議会（小湊地区）

地区社会福祉協議会で実施・協力している主な事業

【 見守り 】

ひとり暮らし高齢者等への友愛訪問型食事サービス
緊急連絡先の配布事業

【 交流事業 】

ひとり暮らし高齢者等とボランティアとの会食会
ひとり暮らし高齢者等とのバスハイク
高齢者お楽しみ会

【 いきいきサロン 】

高齢者ふれあい・いきいきサロン
子育てふれあい・いきいきサロン
多世代共生型ふれあい・いきいきサロン

【 生きがい支援 】

高齢者敬老事業（80歳以上へタオル配布）

【 福祉教育・子育て支援 】

小中学校との連携による福祉活動（福祉標語の募集）や福祉体験講座
こどもたこ上げ大会、大山もみじアドベンチャー、
若潮まつり、曾呂っ子フェスティバル、学校支援ボランティア

【 世代交流 】

地域住民とのふれあい活動合同サロン（小学校を会場）
地域福祉フォーラム

【 災害・危険防止 】

防災用品の整備
地域防災についての研修会（出前防災講座の受講等）
防災講習会・地区防災訓練

【 広報・啓発 】

福祉広報紙の発行

【 調査研究 】

福祉ニーズ・意識調査（買い物支援ニーズ調査等）

【 研修・講座 】

福祉講演会、健康講演会、防災講座、ボランティア視察研修、健康相談・教室

【生活支援・介護予防】

買い物支援事業、生活応援サポート

【環境整備・美化活動】

3 社会福祉団体の援助育成

社会福祉関係団体及び当事者団体が、その目的や役割を達成できるよう支援します。

地域の社会福祉資源として機能が有効に発揮され、福祉ニーズや課題の解決につながるよう育成に努めます。

事務受託の社会福祉団体については、会員による主体的な団体運営が基本であるという共通理解を図り、事務分担や援助内容を明確にして、団体が円滑に事務や事業が行われるような支援を行います。

また、社会福祉施設・団体の助成についても、対象や基準を明確にして助成の公平化、事業の適正化を図ります。

(1) 福祉関係団体の援助育成（共募）

(R2 予算 70 千円) 前年比 0

① 鴨川市ボランティア連絡協議会

(2) 社会福祉施設・団体助成事業（共募）

(R2 予算 229 千円) 前年比 △30 千円

① 社会福祉団体の助成

② 障害者団体の助成

③ 保育事業支援団体への助成

④ 高齢者団体の助成

4 ボランティア活動・福祉教育の推進

ボランティア活動は、住民の互助や地域活動団体による社会貢献活動等多様な形で行われています。社会福祉協議会としては、市民がボランティア活動に参加しやすい環境の整備を進め、ボランティア活動への意識の向上を図りながら主体的な取組みを支援し、活動推進のための人的な基盤支援に取り組めます。

また、ボランティアセンターの活性化につながるよう個々のボランティア活動へつなげるコーディネーター活動に取り組めます。

さらに、今後の災害発生時のボランティアセンターが迅速に立ち上がるように、立上げ訓練に向けて取組み、効果的なボランティア派遣が可能となるよう取組みます。

福祉教育を推進し、児童・生徒・学生へ福祉の興味や関心を高めることにより、次世代につなげる人材を育成してまいります。

(1) 鴨川市社会福祉協議会ボランティアセンター（共募）

(R2 予算 260 千円)

事業内容

- ・ボランティアに関する相談、情報提供、活動登録

ボランティア斡旋活動

R2 (見込)	R1(見込)	H30
60 件	40 件	52 件

- ・ボランティア活動保険への加入

R2 (見込)	R1(見込)	H30
27 グループ 557 名	27 グループ 557 名	26 グループ 552 名

- ・ボランティア実施時の困りごと相談、研修会への参加

コーディネート体制 兼任コーディネーター配置 1 名

(2) 鴨川市ボランティア連絡協議会事務局

- ・鴨川市ボランティア連絡協議会は地域社会の福祉増進とボランティアグループの連絡調整・情報交換及び親睦を図る事を目的に活動しており、事務局として運営委員会（年 3 回）、研修会（年 1 回）、総会の開催やボランティアコーディネートを行う。

(令和元年5月現在)

No.	グループ名	会員数	活動内容
1	鴨川さくら会	17	給食サービス(配食式) 毎月第3土曜日【鴨川地区】
2	たんぼぼグループ	12	給食サービス(配食式・会食式) 毎月第3水曜日【東条地区】
3	なの花グループ	17	給食サービス(配食式) 毎月第3水曜日【西条地区】
4	いなほの会	25	給食サービス(配食式) 毎月第2水曜日【田原地区】
5	やまびこグループ	27	給食サービス(配食式) 毎月第4日曜日【主基地区】
6	吉尾ふれあいクラブ	16	給食サービス(配食式) 毎月第3水曜日【吉尾地区】
7	すみれの会	40	給食サービス(配食式) 毎月第2火曜日【大山地区】
8	つくしの会	17	給食サービス(配食式) 毎月第2土曜日【江見地区】
9	フラワークラブ	12	給食サービス(配食式) 毎月第1金曜日【太海地区】
10	たかづる会	16	給食サービス(配食式) 毎月第2土曜日【曾呂地区】
11	すぎの木会	39	給食サービス(配食式・会食式) 毎月第2金曜日【天津小湊地区】
12	ひまわり会	18	70歳以上在宅の独居高齢者を対象に、第1・第3木曜日に乳酸飲料を配布し、安否確認とふれあいを図っています。
13	お便りボランティア「かもめーる」	19	70歳以上在宅の独居高齢者に配るお弁当につけるお便りを作成します。
14	鴨川市赤十字奉仕団	50	奉仕作業・献血・災害救助・日赤社資募集
15	なの花サポーター	43	「お互いさま」の地域のささえ合い ・地域の見守り
16	天津小湊介護予防サポーター	43	・介護予防に関する普及啓発や自主活動など ・サロンやイベントの開催
17	むぎの会	26	・ふれあいサロン田原の見守り (主に物づくり・参加者の送迎)
18	ともしびの会	14	労力奉仕・施設訪問・障害者介助・踊り
19	あじさいの会	9	施設利用者介助・施設訪問・老人家庭訪問活動(太海地区中心)
20	白ゆりグループ	13	施設行事協力ボランティア
21	大正琴レポート	8	老人ホームなどの施設訪問をし、お年寄りの方に琴の演奏を披露します。
22	紫起会	6	老人ホームなどの施設訪問をし、お年寄りの方踊りを披露します。
23	鴨川市老人クラブ連合会	13	環境美化活動・奉仕作業・鴨川老人クラブ連合会事業等
24	子育てサロンほっと	14	子育てサロンの開催
25	鴨川ハーブソサエティーKHS	30	施設利用者を対象としたハーブワークショップの開催
26	エブロン会	8	毎週金曜日 子どもの居場所、食事の支援
27	お茶の間	5	毎月第4月曜日 多世代交流サロンの開催
	合計人数	557	

(3) サロン活動支援（共募）

（R2 予算 520 千円）前年比 110 千円

高齢者や子育て世帯等が、地域においてボランティアとのふれあいにより、地域の中でいきいきと生活できるように、地域のサロン活動を紹介し支援を行う。

① サロン活動への助成

地区社協を通じ、活動費として1サロン年間10,000円（継続）を助成、新規立ち上げの際年間30,000円。また会場使用料、暖房代を助成する。

R2（見込）	R1（見込）	H30
34 サロン	33 サロン	30 サロン

② サロン代表者会議の実施

サロン代表者が一堂に会して情報交換、意見交換の場をつくる。（年1回）

地区名	サロン名
田原	ふれあいサロン田原
	大里サロン
	池田団地サロン
西条	大日サロン
	共生型サロン「お茶の間」
東条	ふれあいサロン広場
	サロンもみじ会
	子育てひろば ほっと
	粋なサロンきずな
鴨川	ふれあいサロン草の実
	若潮いきいきサロン
大山	そくさい家
	なかよし広場 おはなし会
	よらっしゃい
主基	上小原サロン
	下小原サロン
	南小町サロン
	成川サロン
	北小町サロン
	青空カフェ

吉尾	細野枝郷お茶飲み会
	雀の会
	紫陽花の会
	女子会サロン
江見	サロン花笠
曾呂	サロンみねおか
太海	吉浦汐の香サロン
	天面サロン
	サロンなぶと
天津	にここ会天津
	サロンいこい
	ひまわり会
	四方木ふれあいサロンクラブ
	清澄おたっしゃクラブ
	青空サロン
	ひだまりさかもとサロン
	十佐の会
	長寿会
	小湊
ますやサロン	
合計	40 団体

※サロンについては、令和2年1月31日時点

(4) 災害時支援体制整備事業（自主）

(R2 予算 400 千円)

① 普及啓発活動

災害ボランティアセンターについての基礎知識や活動実態を周知すると共に、自助力・共助力強化を目的として地域住民への普及啓発活動を行う。

② 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練実施事業

災害時におけるボランティアによる支援活動が効率的かつ効果的に行えるように災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施する

(5) 福祉教育の推進（共募）

(R2 予算 100 千円)

① 小学校、中学校への福祉出前講座

小中学校へ出向いて、車いす体験、高齢者疑似体験や福祉講話の実施。

ゲストスピーカー（当事者・医療福祉従事者等）の派遣コーディネート

② 福祉施設等でのボランティア体験学習

市内中・高校生を対象に通年で特別養護老人ホーム、障害者施設などでのボランティア体験学習をコーディネートし、福祉への理解の促進と福祉人材の育成を図る。

③ 鴨川市内福祉教育連絡会

福祉教育活動の充実を図るために、鴨川市内の小学校、中学校より福祉教育事業計画を提出していただき、学校と市社協で連携し福祉教育の推進に取り組む。（年 1 回 2 月予定）

(6) ボランティア活動助成事業（共募）

(R2 予算 310 千円) 前年比 20 千円

① ボランティア活動への助成

・鴨川市ボランティア連絡協議会に助成 70,000 円 (R2 年度)

・ボランティアグループへ活動費を助成 240,000 円 (R2 年度)

市内 24 グループへ助成

Ⅲ 福祉サービス利用支援部門（総合相談・自立支援）

1 安房地域権利擁護推進センター運営事業

安房地域権利擁護推進センターは、認知症や精神・知的障害があり、判断能力が不十分なために成年後見制度を必要とする人が、必要な支援を受け、地域で自立した生活を送ることができるように、成年後見制度など権利擁護事業の利用促進を図る中核機関として整備されました。

その業務内容は成年後見制度に関する普及啓発や相談支援、成年後見人等の受任者調整機能など多岐にわたります。また、本人はもとより後見人を孤独にさせないためのチームによるネットワーク支援体制の構築など後見人支援も業務に含まれています。

権利擁護を必要とする人々を地域社会全体で支え合うことが、地域共生社会の実現に必要であると考えます。しかしながら安房地域において、成年後見制度はこれらの人々を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていない状況にあります。

国の定めた「成年後見制度利用促進基本計画」において、①成年後見制度を利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和を計画的に進めることが謳われています。

センターは安房3市1町の行政・社協や家庭裁判所、その他関係機関と広域的に連携を図り、広域で整備されたスケールメリットを活かし、3市1町の行政ならびに社協とともに安房地域全体の権利擁護に関する意識を高めてまいります。担当職員向けの研修会等を開催し、センターだけでなく各相談機関の相談対応力のスキルアップに取り組みます。このことにより、安房地域の住民が、成年後見制度を利用しやすく、メリットが感じられるように、権利擁護支援体制の強化を図ります。

センター長 1名（事務局次長が兼務）

事業実施に関わる予定人数

権利擁護専門員（社会福祉士） 2名

正職員 2名，（うち1名兼任）

（1）成年後見制度利用促進事業（3市1町協定に基づき幹事市より受託）

（R2 予算 10,000 千円）前年比 1,500 千円

○事業内容

・成年後見制度の普及啓発

一般向け権利擁護に関する講演会・出前講座の開催

行政、社協担当者、専門職向け研修会の実施

広報紙等への掲載

イベントや各関係機関でのパンフレット・チラシの配布

- 成年後見制度等の利用に関する相談及び情報提供
 - 成年後見の利用に関する相談
 - 3市1町での出張相談日の設定

- 成年後見人等となる者を推薦している団体等との調整
 - マッチング会議の開催 開催頻度：年6回
 - 構成メンバー： 弁護士・司法書士・医師・社会福祉士等
 - 協議内容：① 後見人等の候補者調整
 - ② 市民後見人候補者名簿の登録，抹消，削除
 - ③ 市民後見人候補者の推薦または推薦取り消し
 - ④ 相談案件の進捗状況や対応について
 - ⑤ 参加者間の情報交換

- 家庭裁判所に対する親族等申立審判請求の手続き支援や関連制度の利用の支援
 - 成年後見制度利用支援事業の活用，日常生活自立支援事業からの移行支援

- 権利擁護支援員（市民後見人）及び親族後見人への支援
 - フォローアップ研修の実施（市民後見推進事業による）
 - 成年後見制度の実務に関する相談

- 家庭裁判所，金融機関，医療機関，社会福祉協議会等との連携
 - 運営委員会の開催
 - 開催頻度：年2回
 - 構成メンバー：弁護士・司法書士・医師・社会福祉士・地域関係団体等
行政職員・社協職員等
 - 協議内容：① 中核機関の事業計画・報告について
 - ② 中核機関の業務実績状況について
 - ③ 中核機関の予算について
 - ④ 地域連携ネットワークについて
 - ⑤ 参加者間の情報交換

- （新）成年後見人の活動支援
 - 専門職による困難事例等に対するアドバイス等，チームの支援体制を構築

(2) 市民後見推進事業（安房3市1町受託）

（R2 予算 1,260 千円）前年比 0

権利擁護支援員（支援員）は地域福祉を支える貴重な人材であり、センターにとって欠かせないパートナーです。身上保護が重視されるようになった後見活動においては、住民目線の寄り添った支援によって多様な問題を抱える住民の生活を支えることを期待されています。

支援員が日常生活自立支援事業・法人後見事業や市民後見人として実践的な活動に参加することで実務経験を積んでいただくほか、フォローアップ研修を開催して制度に関する最新の情報などを提供して支援員として必要な知識を学ぶ場を設けます。

また、支援員主体の権利擁護支援活動を地域に根ざした権利擁護支援ネットワークの要と捉え、フォローアップ体制を構築して専門的にサポートします。

支援員が活躍できる環境を整えることで住民同士の支え合いによる権利擁護体制の充実および権利擁護に関する意識の醸成に取り組みます。

事業実施に関わる予定人数

権利擁護専門員（社会福祉士） 1名

正職員 1名，（うち1名兼任）

○事業内容

権利擁護支援員（市民後見人）のフォローアップのための研修の実施

- ・講座名称 令和2年度 権利擁護支援員フォローアップ研修
- ・定員 23名
- ・講座開催時期 令和2年 7月， 11月， 令和3年2月（全3回）

【フォローアップ研修①】

1. 関係制度・法律 「成年後見制度に関する最近の動向について」
2. 関係制度・法律 「福祉施策に関する最近の動向について」

【フォローアップ研修②】

1. 市民後見人の実務
2. 家庭裁判所への報告（演習）

【フォローアップ研修③】

1. 身上保護の範囲について（演習）
2. 介護サービス等の利用契約について（演習）

権利擁護支援員（市民後見人）が活動するための支援体制の基盤整備

- ・権利擁護支援員の権利擁護支援活動に対する相談支援
 - ・権利擁護支援員の権利擁護支援活動の賠償責任保険加入
 - ・マッチング会議による市民後見人候補者名簿からの推薦
- (新) ・弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による、権利擁護支援員が困難事例等で円滑に対応できるための支援体制の構築

2 日常生活自立支援事業・法人後見事業

令和2年1月現在の日常生活自立支援事業の契約者は54名となり、法人後見事業で成年後見人等の選任数も累計13件となりました。認知症のある高齢者や精神・知的障害のある人が安心して住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を送るために、権利擁護に関する事業の必要性が増しています。今後も本事業を必要とする対象者の増加が見込まれ、身寄りのない認知症高齢者等の生活を支えるため本事業の充実がより一層求められています。

権利擁護支援員等が日常生活自立支援事業や法人後見事業の支援員として権利擁護活動に取り組むことで、経験と実績を重ね市民後見人として活躍するための土台を作ってまいります。そのためにも引き続き鴨川市だけでなく他の安房2市1町の行政・社協と協力して、法人後見事業の対象エリアを安房広域をカバーし成年後見制度を必要とする対象者へ漏れのない支援と権利擁護支援員の活躍を推進します。権利擁護支援員の活躍によって安房地域の住民同士の支え合いによる権利擁護体制の充実強化および権利擁護に関する意識の醸成に取り組みます。

センター長 1名（事務局次長が兼務）

権利擁護専門員（社会福祉士） 4名

（1）日常生活自立支援事業（県委託）

（R2 予算 4,594 千円）前年比 1,647 千円

R2（見込）	R1	H30
月平均 55人	月平均 47人	月平均 38人

- ・専門員の配置（4名専任配置）
- ・千葉県後見支援センター等主催の専門員研修会・連絡会への参加
- ・千葉県後見支援センター主催の生活支援員研修会への参加
- ・生活支援員研修会の開催

○事業内容

- ・福祉サービス利用援助

福祉サービスについての情報提供、福祉サービス利用開始や中止の支援、
苦情解決制度を利用するための支援
弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士の紹介

・財産管理サービス

医療費、税金、公共料金の支払い、生活費の払い出し等の支援

・財産保全サービス

年金証書、預金通帳、不動産権利証書、契約書、実印、銀行印等の預かり支援

(2) 法人後見事業（市半額補助）

(R2 予算 3,600 千円) 前年比 1,118 千円

R2 (見込)	R1/H31	H30
15 人	13 人	10 人

- ・センター長の配置（事務局長が兼務）
- ・権利擁護専門員の配置（4 名専任配置）
- ・千葉県後見支援センター等主催の専門員研修会・連絡会への参加
- ・受任調整会議の開催

○事業内容

・財産管理

被後見人等に代理・同意して、契約の締結、費用の支払等を行います。

⇒具体的な財産管理

福祉サービス費、医療費、税金、公共料金の支払い、生活費の払い戻し、預金通帳、年金証書、不動産権利証書、契約書、実印、銀行印等の管理

・身上保護

被後見人等に必要な介護サービスの契約、被後見人等が入所施設へ入所する場合の各種施設契約、被後見人等が入院や通院する場合の医療契約等の被後見人等の身上面での法律行為を行います。

⇒具体的な身上保護

福祉サービスについての情報提供による自己決定の尊重、福祉サービス利用、契約の締結、苦情解決制度の申立て

・運営管理

⇒法人後見運営委員会（構成メンバー：弁護士・司法書士・医師・社会福祉士等）による受任調整機能の充実

3 福祉資金貸付事業

「生活福祉資金」の相談・貸付（千葉県社会福祉協議会受託）を行います。この資金貸付事業は、低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯、被災世帯を対象に、経済的自立、障害者の社会参加、住環境整備等を目的として支援するものです。特に雇用情勢が厳しい状況の中、生活福祉資金を含め、緊急雇用対策の運営のあり方について、ハローワーク、行政機関（生活保護担当）との連携を強化します。

平成 30 年度も、鴨川市福祉総合相談センターによる生活困窮者自立支援事業との連携により、相談が増加することが見込まれます。

また、鴨川市独自の「鴨川市福祉資金貸付事業」を運営し、独自に生活困窮者の支援を図ります。

(1) 生活福祉資金（県社協委託）

(R2 予算 161 千円) 前年比 0

(福祉資金)

① 相談支援体制

- ・生活福祉資金担当者の配置（兼務 1 名）
- ・職員研修への参加

② 生活福祉資金

- ・低所得世帯や障害者世帯、高齢者がいる世帯を対象に貸付

R2 (見込)	R1 (見込)	H30
3 人	3 人	3 人

※貸付金の原資は千葉県社会福祉協議会であり、当協議会の予算は事務費・手数料等のみ計上

(2) 鴨川市福祉資金（自主）

(R2 予算 700 千円) 前年比 0

① 生活資金

- ・当面の生活に必要なお金 上限 100,000 円

R2 (見込)	R1 (見込)	H30
4 人	5 人	0 人

② 小口援護資金

- ・緊急に生活に困る人のうち県社会福祉協議会の貸付の対象とならない人への貸付
上限 30,000 円

R2 (見込)	R1 (見込)	H30
3 人	3 人	3 人

(3) 相談件数

R2 (見込)	R1 (見込)	H30
延べ 340 件	延 380 件	延 287 件

4 福祉相談事業

令和2年度より毎月第1火曜にふれあいセンターを会場に弁護士による法律相談を開催します。

法律相談への市民の需要は高く、毎回満員になるほどの盛況を呈しています。主な相談は、相続や土地の境界や近隣とのトラブル、サラ金や借金問題など様々です。

なお、一般的な福祉相談は鴨川市福祉総合相談センターで受付を行っています。

(1) 福祉相談事業

法律相談事業（共募） (R2 予算 290 千円) 前年比 △249 千円

R2 (見込)	R1 (見込)	H30
12回 66件	18回 85件	24回 96件

・令和2年度より（毎月第1火曜日） ふれあいセンター

・弁護士による相談受付を実施

・予約制、時間1回30分

IV 在宅福祉サービス部門（在宅福祉サービス推進）

1 在宅福祉サービス事業

日常生活に支障のある高齢者及び心身障害者に対し、介護保険や障害者福祉サービス以外のサービスの活用により、福祉の増進に資する。

支援型配食サービスや一人暮らしの高齢者孤立化防止事業、ふれあいホームヘルプ 通院等送迎サービス事業、介護タクシー事業など高齢者が在宅のままで生活ができるようにそれぞれのサービスの利点を活用して、在宅での生活を可能とさせている役割を果たしている。

（1）支援型高齢者配食サービス事業（市委託）

（R2 予算 12,924 千円） 前年比 87 千円

新規相談件数 26 件（令和 2 年 1 月 31 日時点）

R2（見込）	R1（見込）	H30
7,500 食	7,200 食	7,935 食

日常生活に支障のある高齢者及び心身障害者に対して、夕食を配達することで、食生活の改善安否確認を行い、もって高齢者等の福祉の増進をはかる

① 事業内容

- ・実施日 = 月曜日から金曜日
- ・対象者 = ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、心身障害者のみの世帯
- ・利用予定 = 1 週間に 1 日から 5 日以内
- ・3 種類のセットメニューの中から 1 種類を選び実費を負担する
(450 円・400 円・300 円)
- ・配達食事 = 夕食

（2）鴨川市ひとり暮らし高齢者等孤立防止事業（市委託）

R2（見込）	R1（見込）	H30
7,500 件	7,800 件	8,607 件

独居老人に月 1 回訪問協力員の訪問により、安否確認や悩みの相談に応じることで、独居老人の孤立感の解消や災害防止に向けた情報の提供等を行う。

① 事業内容

- ・訪問協力員（ホームヘルパー研修を修了したと同程度の者）が月に1回以上訪問を行う
- ・本人と面談を行うことで安否状況の確認を行う
- ・料金 無料

(3) ふれあいホームヘルプ通院等送迎サービス事業（自主）

①ふれあいホームヘルプ通院等送迎サービス事業の運営体制

- ・職員体制、介護タクシーと兼務 1名
訪問介護員と兼務 4名

R2（見込）	R1（見込）	H30
2,300回	2,300回	2,422回

通院にお困りの方の支援として、介護保険、障害者への通院時乗降介助、通院介助として実施

(4) 介護タクシー（自主）

R2（見込）	R1（見込）	H30
280回	300回	229回

要支援1・2の方の介護タクシーとしての通院や、買い物支援、お金おろしなどにおいて通常のタクシー料金よりは安価にて支援を行います。

① 介護タクシー事業の運営体制

- ・職員体制 福祉移送サービスと兼務1名
運営日 月曜日から金曜日
料金 1回 690円から

2 介護保険事業

指定介護保険事業として、訪問介護事業と通所介護事業（ふれあいデイサービス、やいろデイサービス）、居宅介護支援事業の3つを実施しています。

公益事業として利用者やその立場に立ち、できる限りニーズに柔軟にかつ質のよりサービスの提供を図るために運営体制の整備や職員の資質向上に努めるとともに、本会にとって主要な自主財源として、地域福祉活動を展開する財源確保のためにも事業規模の適正化や経費の適正化を行い、法人経営の安定化を目指します。

(1) 介護保険事業の運営

① 介護保険事業の運営体制

- ・訪問介護事業の職員配置（サービス提供責任者3名及び常勤3名ほか登録訪問介護員）
- ・通所介護事業（ふれあいデイサービス）
 - 介護主任兼生活相談員1名、看護師1名、看護師（パート1名）、常勤介護職員3名、介護職員（パート5名）、調理員（常勤1名、パート2名）、運転手（パート2名）
- ・通所介護事業（やいろデイサービス）
 - 管理者兼生活相談員1名、作業療法士1名、常勤介護職員2名、介護職員（パート3名）、看護師（パート2名）、調理員（パート2名）、運転手（パート1名）
- ・居宅介護支援事業所の職員配置
 - 介護支援専門員 3名
- ・請求事務職員（常勤1名）

(2) 訪問介護事業（ふれあいホームヘルプサービス）

① 訪問介護事業

R2（見込）	R1（見込）	H30
9,000回	9,000回	8,982回

- ・土日含む365日、24時間の連絡体制確立
- 訪問介護計画の作成
- 身体介護・生活援助・通院時乗降介助のサービスを実施

② 第1号訪問事業

- ・土日含む365日、24時間の連絡体制確立
- 第1種訪問事業計画の作成
- 要支援者等の心身機能の向上及び生活全般に関するサービスを実施

(3) 通所介護事業（ふれあいデイサービス）

① 通所介護事業

R2（見込）	R1（見込）	H30
4,900回	4,850回	5,184回

- ・月曜日から木曜日、土曜日の週5日営業
事業時間 午前9時30分～午後3時30分
通所介護計画の作成
日中介護、入浴、食事、機能訓練、レクリエーションを提供

② 第1種通所事業

- ・月曜日から木曜日、土曜日の週5日営業
事業時間 午前9時30分～午後3時30分
第1種通所事業計画の作成
日中見守り、入浴、食事、機能訓練、レクリエーション（作業療法士による）を提供

(4) 通所介護事業（やいろデイサービス）

① 通所介護事業

R2（見込）	R1（見込）	H30
4,500回	4,400回	4,304回

- ・火曜日から金曜日、日曜日の週5日営業
事業時間 午前9時30分～午後3時30分
通所介護計画の作成
日中介護、入浴、食事、レクリエーションを提供

② 第1種通所事業

- ・火曜日から金曜日、日曜日の週5日営業
事業時間 午前9時～午後3時30分
第1種通所事業計画の作成
日中見守り、入浴、食事、レクリエーションを提供

(5) 居宅介護支援事業（ふれあい介護支援サービス）

① 居宅介護支援事業

- ・月曜日から金曜日 週5日営業（土日においても緊急時対応）

R2（見込）	R1（見込）	H30
100人	95人	93人

※ 予防プラン作成数は1/2にて合計

- ・居宅サービス計画の作成
- ・利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応、
- ・課題分析、居宅サービス計画原案の作成、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の確定、モニタリング
- ・土日を含む365日、24時間の連絡体制確立
- ・介護予防支援居宅サービス計画作成の受託（福祉総合相談センターより）
- ・福祉総合相談センターより困難事例の受入れ

3 障害福祉サービス事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業所として居宅介護、重度訪問介護、同行援護を実施します。また、障害者の生活介護施設として、ふれあいデイサービスとやいろデイサービスが日中の障害者の外出に伴う日帰り介護として生活介護を行います。

また、利用者一人一人にプランを作成する特定相談支援事業、障害児相談支援事業の充実につとめ、障害者ひとりひとりに寄り添うサービスを実施します。

更に鴨川市福祉作業所では、就労継続支援 B 型事業所として障害者就労施設として障害者の就労の促進、賃金の向上に向けて取組みます。

障害者総合支援法が目指す障害者の地域社会との共生の実現に向けて障害者の日常生活と社会生活の支援に向けて取組みます。

(1) 障害者福祉事業の運営

① 障害福祉サービス事業の運営体制

- ・居宅介護、重度訪問介護の職員配置（サービス提供責任者 3 名、訪問介護員 12 名）
- ・同行援護の職員配置（サービス提供責任者 2 名、同行援護有資格訪問介護員 6 名）

(2) 障害者福祉サービス事業

① 居宅介護ほか（身障ホームヘルプサービス）

R2（見込）	R1（見込）	H30
2,800 回	2,800 回	2,764 回

- ・日曜日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）休日
- 居宅介護計画の作成
- 居宅介護・重度訪問介護、同行援護のサービスを提供

② 基準該当事業者生活介護（障害者デイサービス）（ふれあいデイ利用）

R2（見込）	R1（見込）	H30
0 回	0 回	50 回

- ・月曜日から木曜日・土曜日営業
- 生活介護計画書作成

③ 基準該当事業者生活介護（障害者デイサービス）（やいろデイ利用）

R2（見込）	R1（見込）	H30
300 回	300 回	349 回

- ・火曜日から金曜日・日曜日の週 5 日営業

事業時間 午前9時30分～午後3時30分

生活介護計画書の作成

日中介護、入浴、食事、レクリエーションを提供

(3) 障害者特定相談支援事業（障害者ケアマネジメント）

・障害者相談支援専門員（兼務1名）

① 特定障害者相談支援事業所

R2（見込）	R1（見込）	H30
150件	150件	154件

・障害者居宅サービス計画書の作成

・月曜日から金曜日営業

② 障害児相談支援事業所

R2（見込）	R1（見込）	H30
0件	0件	2件

・障害児居宅サービス計画書の作成

・月曜日から金曜日営業

4 就労継続支援 B 型事業所（鴨川市福祉作業所）

就労継続支援 B 型事業所の運営を行う鴨川市福祉作業所の指定管理事業者として、障害者総合支援法の目的に沿って適正な事業運営が図られるように取り組みます。

策定した工賃向上計画による目標工賃の達成を目指し、新規作業の開拓と既存の活動の拡大に取り組みます。また、本人や家族との面談を行い利用者一人一人の目標や課題に沿った個別支援計画を作成し、作業における各利用者の目標達成を図れるよう取り組むとともに、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携し、就労に向けた支援に取り組みます。

また、利用者の生活面での支援として協力医療機関による毎月の定期診察を実施することで、病気の早期発見、持病の悪化防止、生活習慣病の予防に努めます。

鴨川市福祉作業所（就労継続支援 B 型事業所）

（鴨川市 指定管理期間 平成 29 年度～令和 3 年度）

（運営方針）

一人ひとりの障害者を個人として尊重しながら、能力に応じた就労作業を行い、また、日常の作業を通して社会生活に必要な生活ルールを身につけることで、将来の自立した生活に近づけるようにする。

① 管理運営業務

- ・施設名 鴨川市福祉作業所（鴨川市八色 866）
- ・事業名 障害福祉サービス 就労継続支援 B 型事業所の管理運営

・定員 20 人

・職員の配置

管理者 所長	1 名
サービス管理責任者	1 名
生活支援員	3 名
職業指導員	1 名
目標工賃達成指導員	1 名
送迎職員	3 名

- ・協力医療機関による訪問診察（月 1 回）
- ・体重・血圧チェック（月 1 回）
- ・ボランティアの受入・中学生体験学習受入・安房特別支援学校実習受入
- ・父母会の支援

- ・保護者との面談会（年 2 回）
- ・調理実習（月 1 回）
- ・イベント行事への参加（安房地区スポーツの集い、手をつなぐスポーツの集い）
- ・鴨川市身障者福祉会への参加（総会、クリスマス会）
- ・交流事業（餅つき大会、ボランティア感謝祭）

② 就労支援事業

R2 年度 目標工賃 14,000 円（月額平均工賃）

R1 年度 平均工賃 13,000 円（見込）

H30 年度 平均工賃 11,196 円

- ・農作業生産販売、地域協力者提供の農作物加工・販売
- ・自主製品の製造・販売（夏みかんマーマレード、味噌、なすの辛子漬け等）
- ・受託作業（箸封入、箱折り、部品組立、ホテル向け資材作成、刺繍加工）
- ・リサイクル資源回収（段ボール、アルミ缶、雑誌のルート回収）
- ・所外作業（寺社境内清掃、除草作業等）
- ・施設外就労（ホテル客室清掃）
- ・就労に向けた取り組み
 - ① ハローワークと連携した障害者雇用に対する個別支援
 - ② 障害者就業・生活支援センターと連携した就労前実習および就労後支援
 - ③ 安房地域自立支援協議会就労部会への参加

③ その他事業

- ・障害者団体活動支援（鴨川市心身障害者（児）福祉会）

地域福祉の充実のため、障害者福祉関係団体（当事者組織等）の活動支援を行います。

資料

令和2年度 ふれあいデイサービス事業計画

1. 基本方針

利用者の人格及び人権を尊重し、利用者の立場になった指定通所介護事業及び指定介護予防通所介護事業を実施する。

在宅高齢者及び障害者の拠点として果たすべき役割が大きいことを鑑み、日々研鑽を重ね職務能力の向上に努めるとともに、きめ細かなサービスに努めるものとする。

社会福祉協議会の強みである地域とのつながりを活かしながら、利用者及び家族のニーズに応じて地域に密着し信頼されるサービスを提供する。

2. 今年度重点目標

- (1) 居宅介護支援事業所及び鴨川市総合相談センターとの連携を密にし、新規利用者の円滑な受入及び利用者の個別ニーズに対して的確なサービス提供を図る。
- (2) 社協の強みである地区社会福祉協議会やボランティア等との関係を大事にし、在宅高齢者や障害者の利用につなげていく。又、地域や小中学校、保育園等と交流ができる機会を作る。
- (3) やいろデイサービスとの職員交流をはじめ、本会各セクションとの連携を強化し、安定した事業運営を図る。
- (4) 介護従事者のこれまでの経験や取り組みだけにとらわれず、今一度基本に帰り、利用者の身体や心のケアを大事に考え、介護技術の向上に努める。
- (5) 可能な限り利用者のニーズに適すよう心がけ、1日快適に過ごせるようにレクリエーション等の充実に努める。

3. ふれあいデイサービスの事業展開について

(1) 利用者目標

利用者定員を25名とし、本年度は1日の利用平均20名(80%)を目指す。

(2) 地域との交流

ボランティアや保育園、幼稚園の他、地域とのつながりを強化する。

(3) 職員のスキルアップ

市内外で行われている勉強会や研修会への参加や、内部での自主研修を行う。

(4) 業務分担

職種を明確化し、業務分担の明確化を図る。

(5) デイサービス通信の発行

利用者及び家族向けの広報誌を年3回(4月、8月、1月)発行する。

又、居宅介護支援事業所への配布も行う。

(6) レクリエーション・創作活動の充実

常に利用者の立場になり「意味のある作業」を計画し、利用者の自発性の向上、更には生活の質の向上につなげる。

【例】

館内活動 … 運動・頭脳レクなど日々、変化をつけた内容にて実施する。

創作レク … 運動等の活動が困難な方については、壁画・塗り絵など静的レクを提供する。

(中長期的期間 (1ヶ月～) をかけて1つの作品を作成)

屋外活動 … 園芸については季節感や、作った喜びを味わってもらうため、いろいろな作物を作る。

安全に配慮し、利用者と共に植え付けや除草作業などを行う。

(7) 個別及び集団による機能訓練

作業療法士、又はそのプログラムによるリハビリを行い、利用者の自立度や身体的機能の維持向上に努める。

(8) 工夫を凝らした食事の提供

納涼会、クリスマス会、お正月などの行事では、利用者に楽しんでもらえるよう特別メニューを提供する。

又、嚥下障害等の利用者についても、美味しく召し上がっていただけるように調理方法を工夫する。

4. ふれあいデイサービス 年間行事 (予定)

月	行事名
4月	花見、イチゴ狩り
5月	節句
6月	買物、ユリ見学
7月	七夕づくり、納涼会
8月	かかし作り
9月	敬老会
10月	買物外出
11月	紅葉見学
12月	クリスマス会
1月	初詣、書き初め
2月	豆まき
3月	節句、花見

令和2年度 やいろデイサービス 事業計画

1. 基本理念

- (1) すべてのお客様に、「心地良い気持ち・楽しい気持ち・うれしい気持ち」をもって帰っていただけるデイサービス作りを目指します。
- (2) すべてのお客様に1日1回は、必ず、満足していただけるようなサービスの提供に努めます。
- (3) 地域との繋がりを大切に、社会参加・社会貢献できる地域に根ざしたデイサービス作りを目指します。

2. 基本方針

- (1) 事業所の従業者は、可能なかぎり、利用者が居宅において、その有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるように努めるものとする。
- (2) 利用者の社会的孤立感の解消及び、心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体及び、精神的負担の軽減を図るものとする。
- (3) 事業の実施にあたっては、事業所は関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながら、サービス提供に努めるものとする。
- (4) 事業所は、利用者の心身機能の維持・回復を図り、利用者の生活機能の維持・向上を図る。
- (5) 事業の実施にあたっては、事業所は、介護予防支援事業者、その他、保健医療サービス又は、福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

3. やいろデイサービスの事業展開について

- (1) 利用者目標
利用定員を25名とし、1日の利用平均20名（80%）を目指す。
- (2) 地域との交流
ボランティアや小学校・中学校・高校との繋がりを深める。平成29年11月より開設したやいろデイサービス定休日を活用したサロン活動（名前：お茶の間）のサポートを行い、地域に根ざしたデイサービス作りを行う。
- (3) 業務分担
職域の明確化を行い、職員一人一人が業務を理解し、デイサービス全体の業務の効率化を図る。
- (4) デイサービス通信発行
利用者及び家族向けの広報誌を年数回発行する。又、居宅介護支援事業所への配布を行う。
- (5) レクリエーション・創作活動・行事活動の充実
常に新しいレクリエーション・創作活動・行事活動を考え、提供する。利用者の趣味・趣向に合った活動を提供し、利用者一人一人が満足できる活動の提供を行う。四季を感じられる活動の提供を行う。

(6) 機能訓練

集団体操などを行い、機能の維持・向上を図る。利用者一人一人に合った、身体介護を行い、残存機能をしっかり活用していく。

(7) 工夫を凝らした食事の提供

納涼会、クリスマス会、お正月などで特別メニューを提供する。また、普段より、調理員だけではなく、職員全体で利用者のニーズを把握し、利用者に喜んでいただける食事提供を行います。

やいろデイサービス年間行事予定表

4月	花見、苺狩り
5月	田植え
6月	買い物、清澄百合鑑賞
7月	七夕作り、納涼会、大山千枚田鑑賞
8月	防災訓練
9月	敬老会、運動会、稲刈り
10月	お祭り
11月	買い物、紅葉狩り
12月	紅葉狩り、クリスマス会、紅白歌合戦
1月	初詣、お神楽
2月	節分
3月	花見、防災訓練

